

# 暮らしと権利、人としての尊厳を守るため歩み続けた50年

埼玉総合法律事務所

生活保護裁判として有名な朝日訴訟、4大公害裁判（新潟水俣病、富山イタイイタイ病、四日市大気汚染、熊本水俣病）の全てにかかわった宮澤洋夫弁護士が中心になって1973年5月に宮沢法律事務所を設立。要望に応えるための活動拡大に伴い1975年に事務所名を変更、「埼玉」という地域のために生きる事務所」「地域のどんな要望にもこたえる事務所」という思いを込めた「埼玉総合法律事務所」としての活動が始まった。

今号の訪問先は、来年50周年を迎える県内で最大規模の

法律事務所、「埼玉総合法律事務所」です。埼玉研究所の理事を引き受けていただいている鈴木満弁護士を訪問し話を伺いました。（聞き手・渡辺事務局長）

●最初に埼玉総合法律事務所としての理念、特徴などにつ

いてお話しください。

一番大切にしていることは、様々な社会問題に市民の人たちと一緒に取り組んでいくということでしょうか。法律事務所の中には、弁護士が、個々の相談や依頼について、事実関係や法律・裁判例を調査するなどして、個別に事件を解決していくことが中

心の事務所もありますが、うちの事務所は弁護団活動を通じて様々な社会問題に積極的ににかわり、労働組合や市民団体と一緒に活動していくことを大事にしています。事務所のホームページに「私たちは、社会に生きる一人一人の人の尊厳が守られるよう、個別事件の解決のほか弁護団活動等を通じて、様々な問題に取り組みしていきます」という決意を掲げ、○消費者被害の根絶、○低賃金・不安定雇用の過重労働をなくし、労働者の権利を守る、○原発損害賠償・避難者支援、○公害・環境問題、○貧困のない社会を目指す、○教育における格差をなくす、○学習権・表現の自由

等、憲法の掲げる基本的人権を守る、○公正な税制と選挙制度を実現する、といった活動内容を提示しています。

●特徴的な活動、事務所の構成などについて教えてください。

この間の特徴的な活動は、スモン映画の上映運動や憲法ミュージカルの取り組み、リーマンショック後の年越し派遣村の取り組み、東日本震災・原発事故に伴う被災者支援活動、アスベスト被害問題や生活保護基準引き下げ問題、非正規労働者の問題での労働組合・民主団体と共同の取り組みなどがあり、所属弁護士が大きな役割を担ってきました。

現在の事務所の構成は、弁護士が13名、事務職員が15名です。個々の弁護士が、事務所内外で、相談を受け、事件を受任して、弁護活動に取り組んでいます。時には、事務所内外の弁護士に声をかけて、複数の弁護士で弁護団を組んで事件に取り組むこともあります。新人弁護士については、仕事を覚えてもらう

ために、先輩弁護士と共同で事件に取り組むなど、所内の弁護士たちと一緒に活動します。●最後に、鈴木さんが最近感じていること、今後の抱負などについて聞かせてください。

毎日です。結婚し子どもができて行政との直接のかかわりが増え、「社会」というものの重要性を実感しています。自己責任論が蔓延し、公共の役割が後退していることが、権利意識をねむり込ませ、主権者意識を劣化させていると感じます。

自分の権利についての自覚が弱まると、他人の権利についても鈍感になります。私が意識的にかかわっている在留外国人の問題も、ことの重大性が理解されていないように感じています。自己責任論を打ちやぶって人権と民主主義を守る社会へ前進したいと強く思います。私たち一人一人が主権者として考え発言し行動することが政治と社会の在り方を決め家族や子供の人生を大きく左右する…、弁護士の仕事の初心を再確認しているような感



(文・写真 渡辺繁博)

